

重要情報取扱特記事項

(目的)

第1条 本特記事項は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を履行する上で重要情報の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 本特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する情報をいう。
- (2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第9項に規定する情報をいう。
- (3) 重要情報 個人情報、特定個人情報並びに法令の規定により秘密を守る義務を課せられている情報及び外部へ公開されることが適当でない情報をいう。

(基本的事項)

第3条 受託者は、業務を履行する上で重要情報を取り扱う場合には、富士市情報セキュリティポリシーその他関係法令等の規定に従い、適正な取扱いに努めなければならない。

(責任体制の整備)

第4条 受託者は、重要情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者及び業務担当者の届出)

第5条 受託者は、業務における重要情報の取扱いに関する責任者及び業務を担当する者（その者の受託者との契約形態を問わず対象とするものとし、以下総称して「業務担当者」という。）を定め、その氏名、所属、役職及び受託者との契約形態等を書面によりあらかじめ、委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、責任者及び業務担当者を変更する場合、事前に書面により変更後の責任者又は業務担当者の氏名、所属、役職及び受託者との契約形態等を委託者に届け出るものとする。
- 3 責任者は、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう業務担当者を監督しなければならない。
- 4 業務担当者は、責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(教育の実施)

第6条 受託者は、重要情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項において業務担当者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、業務担当者全員に対して実施しなければならない。

- 2 受託者は、第9条第2項の規定により再委託が行われる場合には、自ら又は再委託の相手方をして、再委託の相手方において業務を処理する業務担当者全員に対しても前項の教育及び研修を同様に実施しなければならない。
- 3 受託者は、第9条第6項の規定により再々委託が行われる場合には、自ら、再委託の相手方又は再々委託の相手方をして、再々委託の相手方において業務を処理する業務担当者全員に対しても第1項の教育及び研修を同様に実施しなければならない。

(秘密保持)

第7条 受託者は、業務の履行により直接又は間接に知り得た重要情報を第三者に漏らしてはならない。

契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

- 2 受託者は、業務に関わる責任者及び業務担当者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第8条 受託者は、業務担当者全員にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受託者は、委託者に対して、業務担当者全員の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 3 受託者は、業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

(再委託の禁止)

第9条 受託者は、委託者があらかじめ書面により同意した場合を除き、業務を自ら行うこととし、第三者(受託者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)にその処理を委託(以下「再委託」という。)してはならない。

- 2 受託者は、業務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を委託者に提出して委託者の同意を得なければならない。
 - (1) 再委託を行う業務の内容
 - (2) 再委託で取り扱う重要情報
 - (3) 再委託の期間
 - (4) 再委託が必要な理由
 - (5) 再委託の相手方(名称、代表者、所在地及び連絡先)
 - (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務担当者
 - (7) 再委託の相手方に求める重要情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
 - (8) 再委託の相手方の監督方法
- 3 前項の場合、受託者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、委託者に対して再委託の相手方による重要情報の取扱いに関する責任を負うものとする。
- 4 受託者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び重要情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 受託者は、業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、委託者の求めに応じて、その状況等を委託者に報告しなければならない。
- 6 再委託した事務をさらに第三者(再委託の相手方の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託すること(以下「再々委託」という。)は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。
- 7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、受託者はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えてあるいは追加して、次の各号に規定する項目を記載した書面を委託者に提出して委託者の同意を得なければならない。
 - (1) 再々委託を行う業務の内容
 - (2) 再々委託で取り扱う重要情報
 - (3) 再々委託の期間

- (4) 再々委託が必要な理由
 - (5) 再々委託の相手方（名称、代表者、所在地及び連絡先）
 - (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務担当者
 - (7) 再々委託の相手方に求める重要情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
 - (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法
- 8 前項の場合、受託者は、自ら又は再委託の相手方をして、再々委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と再委託の相手方との契約内容及び再委託の相手方と再々委託の相手方との契約内容にかかわらず、委託者に対して再々委託の相手方による重要情報の取扱いに関する責任を負うものとする。
- 9 受託者は、自ら又は再委託の相手方をして、再々委託契約において再々委託の相手方に対する監督及び重要情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。
- 10 受託者は、自ら又は再委託の相手方をして再々委託の相手方の業務の履行を管理監督するとともに、委託者の求めに応じて、その状況等を委託者に報告しなければならない。
- （取得の制限）
- 第10条 受託者は、業務を処理するため重要情報を取得する場合は、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。
- （目的外利用及び提供の禁止）
- 第11条 受託者は、委託者の同意がある場合を除き、業務の履行により知り得た重要情報をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- （複写又は複製の禁止）
- 第12条 受託者は、委託者の同意がある場合を除き、業務を処理するため委託者から提供された重要情報を複写し、又は複製してはならない。
- （重要情報の安全管理）
- 第13条 受託者は、業務を処理するため収集、作成した重要情報又は委託者から提供された資料に記録された重要情報を漏えい、紛失、毀損又は滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該重要情報の安全な管理に努めなければならない。
- 2 受託者は、委託者から業務を処理するために利用する重要情報の引渡しを受けた場合は、委託者に受領書を提出しなければならない。
- 3 受託者は、第1項の重要情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ委託者に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 受託者は、委託者が同意した場合を除き、第1項の重要情報を作業場所から持ち出してはならない。
- 5 受託者は、第1項の重要情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ委託者に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。
- 6 受託者は、業務担当者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。
- 7 受託者は、業務を処理するために使用するパソコンや記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、委託者が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。
- 8 受託者は、業務を処理するために、作業場所に私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物等を持ち

込んで使用してはならない。

9 受託者は、本件委託による業務を処理するパソコン等に、重要情報の漏えい等につながるおそれがある業務に関係のないアプリケーションをインストールしてはならない。

10 受託者は、第1項の重要情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。

(1) 重要情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。

(2) 重要情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。

(3) 重要情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された重要情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。

(4) 重要情報を管理するための台帳を整備し、重要情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第14条 受託者は、業務を処理するために委託者から引き渡され、又は受託者自ら作成し若しくは取得した重要情報について、業務完了時に、委託者の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 受託者は、第1項の重要情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該重要情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 受託者は、パソコン等に記録された第1項の重要情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該重要情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 受託者は、第1項の重要情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を委託者に提出しなければならない。

5 受託者は、廃棄又は消去に際し、委託者から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。（事故発生時の対応）

第15条 受託者は、業務の処理に関して重要情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る重要情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により委託者に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

2 受託者は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった重要情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 受託者は、委託者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

4 業務に係る重要情報の漏えい等に関し、第三者から訴訟上又は訴訟外において、受託者の責に帰すべき事由により、委託者に対する賠償請求等の申立がなされた場合、受託者は当該申立の調査解決等に協力しなければならない。

(報告及び実地調査)

第16条 委託者は、業務の処理に伴う重要情報の取扱いについて、本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要がある判断したときは、受託者に報告を求めることが

できものとし、受託者は委託者から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

- 2 委託者は、委託者が必要と判断した場合には、受託者の作業場所を実地調査することができるものとし、受託者は委託者から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。
- 3 委託者は、契約の適正な履行、本特記事項に定められた事項の履行その他の事項につき受託者に対して監査を行うことができる。
- 4 委託者は、委託者が必要と判断した場合には、直接再委託先又は再々委託先を相手方として、第1項から前項までの措置を行うことができるものとし、受託者は自ら再委託契約にその旨を明記し、又は再委託の相手方をして再々委託契約にその旨を明記させる。

(契約の解除)

第17条 委託者は、受託者が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 2 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、委託者にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第18条 受託者は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより委託者が損害を被った場合には、委託者にその損害を賠償しなければならない。

(法令等の遵守)

第19条 委託者及び受託者は、業務の履行にあたり、次の法令及び指針等を遵守し、これに従わなければならない。

- (1) 個人情報保護法
- (2) 番号利用法
- (3) 富士市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年富士市条例第3号）
- (4) 富士市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第57号）
- (5) 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（個人情報保護委員会制定：行政機関等編）
- (6) 番号利用法上の主務大臣が定める基準
- (7) 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（個人情報保護委員会制定：行政機関等・地方公共団体等編）

(準拠法と管轄)

第20条 本特記事項は、日本法を準拠法とする。

- 2 本特記事項に関連する一切の紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第21条 本特記事項の規定と契約書の規定に齟齬が生じた場合、本特記事項の規定が優先されるものとする。